様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率の 最高限度の特例許可
根拠条例·規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条項		第60条の2の2第1項第2号
所	管 部 課	建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
		設定できません。 (処分先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難)
審		
	基準	
査	(未設定の場	
基	合はその理 由)	
	#1 <i>)</i> 	
準		
İ	設定等年月日	令和2年9月7日設定 令和 年 月 日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	6 0 日
間	設定等年月日	令和2年9月7日設定 令和 年 月 日最終改正
	備 考	